



曲市・道民税の申告は 2月8日から3月15日まで

申告は「忘れず・正しく・お早めに」

市・道民税の申告は、税額を決めるだけでなく、国民健康保険料などを決定するために必要な手続きです。申告が必要になる条件や必要なものなどを確認して、期間内に申告してください。

今年から、申告受け付け場所が、市庁舎1階待合ロビーに変更になります。

申告は市庁舎1階待合ロビー または出張申告会場で

期間中は窓口が大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

受付期間 2月8日(金)～3月15日(金)、8時45分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

※申告書が未作成の人の受け付けは、終了時間の30分前までです。

受付場所 市庁舎1階待合ロビー

また、コミセンなどに出張して申告の受け付けを行います。(表1)

表1 市・道民税の出張申告受け付け日程

午前：9時30分～11時30分 午後：13時30分～16時30分
※申告書が未作成の人の受け付けは、終了時間の30分前まで

日時	受付会場	住所
2月20日(水) 午後	大空会館	大空町12
2月21日(木) 午前	大正農業者トレーニングセンター	大正本町西1
2月21日(木) 午後	川西農業者研修センター	川西町西2
2月27日(水) 午後	森の里コミュニティセンター	西22南4
2月28日(木) 午後	緑西コミュニティセンター	西17南4
3月6日(水) 午後	西帯広コミュニティセンター	西23南2
3月7日(木) 午後	南コミュニティセンター	西10南34

表2

市・道民税の申告に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号確認書類と身元確認書類(+代理権確認書類)
(例)マイナンバーカードまたは通知カードと身分証明書(+委任状)
- 申告書が郵送された人は申告書
- 所得が分かる次のもの
(平成30年1月1日から12月31日までのすべての収入)
 - ・給与収入のある人……………給与の源泉徴収票
 - ・公的年金収入のある人……………公的年金の源泉徴収票
 - ・事業・不動産などの収入のある人
 - …収入および必要経費などの明細が分かる帳簿や書類

申告で各種控除を受ける場合に必要なもの

- 医療費控除…医療費の明細書または領収書
または
医療費控除の特例(セルフメディケーション)…健康維持のために「一定の取り組み」を行った証明書および医薬品の購入を証明する書類または明細書
- 社会保険料控除…国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの納付確認書、控除証明書、領収書
- 生命保険料控除、地震保険料控除…控除証明書
- 障害者控除…障害者手帳または障害者控除対象者認定書
・扶養親族が国外居住の場合は、国外居住が分かるもの(パスポートの写しなど)・送金などが分かるもの(クレジットカードの明細など)が必要です。

申告が必要な人

▽平成30年1月1日から12月31日に所得があり、平成31年1月1日現在、帯広市に住んでいる人

▽国民健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人

※後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯は、世帯全員の申告が必要です。

申告に必要なもの 表2のとおり

申告の必要がない人

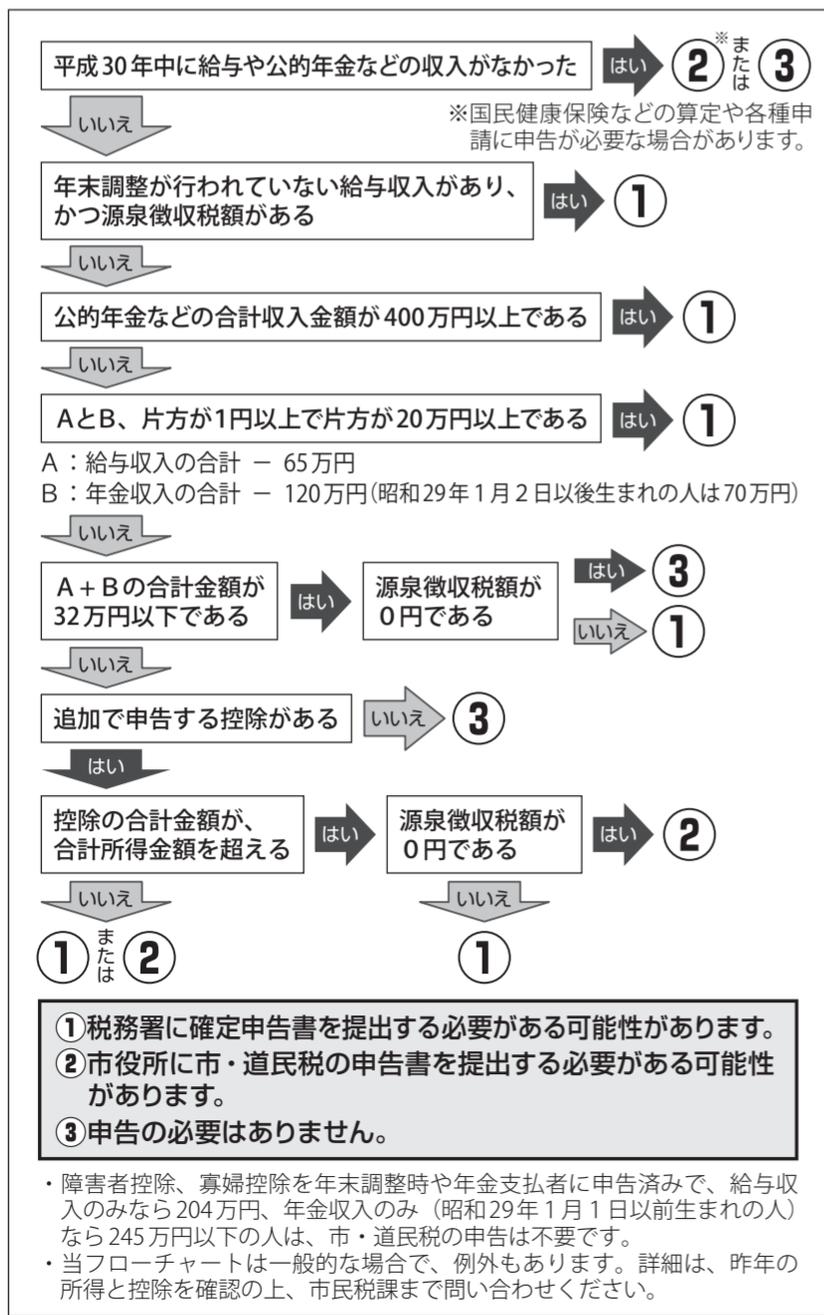
▽勤務先で年末調整をしていて、他の所得や控除に変更がない人

▽税務署へ所得税の確定申告をする人

※「所得税の確定申告」をした場合は、税務署から市に申告内容が通知されるので、市・道民税の申告をする必要はありません。

公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の還付を受ける場合を除いて、「所得税の確定申告」は不要です。「所得税の確定申告」をしない場合、市・道民税は、年金支払者

表3 給与収入、年金収入の申告フローチャート



から市へ提出された年金支払報告書をもとに計算しますが、医療費・生命保険料・扶養者など、控除内容に変更が必要な人や、雑所得・不動産所得・一時所得など公的年金以外の所得がある人は、市・道民税の税額や国民健康保険料、後期高齢者医療制度の自己負担額、介護保険料、介護サービス利用者負担額などに影響が出る場合がありますので、「市・道民税の申告」が必要

申告書の事前記載にご協力を

今年度から、市庁舎受け付け会場に、自身で記載するための「申告書記載コーナー」を設置します。詳細は、申告書記載コーナーに

設置の記載例または職員に確認ください。また、記載済みの申告書をスムーズに受け付けできるように、新たに専用の確認窓口を設けます。月曜日または金曜日、表1の出

張申告受け付け日は、特に混雑が予想されます。申告書や記載例は、コミセンや市民税課窓口で配付していますので、事前記載にご協力をお願いいたします。

医療費控除の提出証明書

平成30年度の申告から、領収書の提出に代わり、「医療費控除の明細書」(以下、明細書)の提出が必要になりました。領収書は、申告者自身で5年間保管してください。

今回の申告から変わる点

平成31年度の申告から、配偶者控除と配偶者特別控除の要件および適用範囲が変更になります。詳細は市ホームページまたは広報おびひろ平成30年6月号に掲載の「配偶者控除および配偶者特別控除の改正」をご覧ください。

明細書とは、所定の様式に領収書の内容を記入したものです。また、各保険者から定期的に通知される「医療費のお知らせ」を提出すると、明細書の記入を省略することができず。なお、「医療費のお知らせ」が申告に間に合わない期間の分は、明細書に領収書の内容を記入して提出してください。また、「医療費のお知らせ」には支払った医療費の額などの記載が必要なため、利用できるかは各保険者にご確認ください。